

令和8年度 山形県住宅支援制度について



山形県県土整備部建築住宅課

令和8年3月



○留意点

この資料は、予算可決後に正式決定される内容となっており、変更される場合がありますのでご承知おきください。

目次



(1) やまぽっかの家(やまがた省エネ健康住宅)について

- ① やまがた省エネ健康住宅認証制度
- ② やまがた省エネ健康住宅「事業者登録制度」

(2) 令和8年度山形県住宅支援制度について

- ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業
- ② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業
- ③ 中古住宅流通促進事業
- ④ 住宅リフォーム支援
- ⑤ 耐震改修支援
- ⑥ 若手大工技能習得サポート事業
- ⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業
- ⑧ 住宅用自家消費型太陽光発電設備導入事業費補助金
- ⑨ その他(環境省東北地方環境事務所地域脱炭素創生室からの情報提供)

(3) 「やまぽっかの家」普及促進協議会(仮称)について



(1) やまぽっかの家 (やまがた省エネ健康住宅) について

① やまがた省エネ健康住宅認証制度

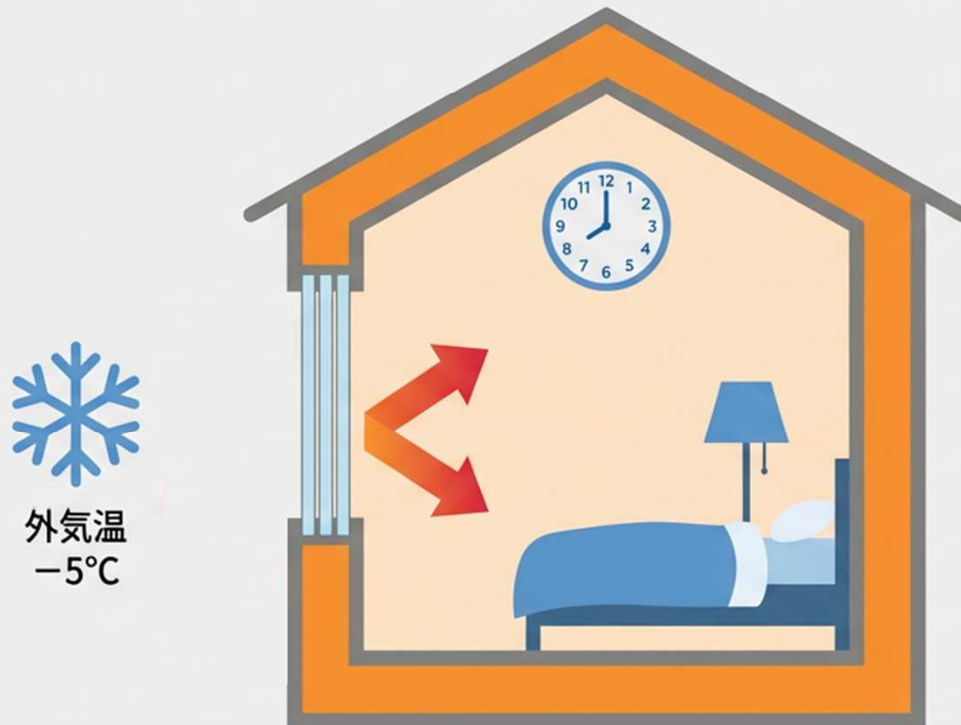


① やまがた省エネ健康住宅認証制度 概要

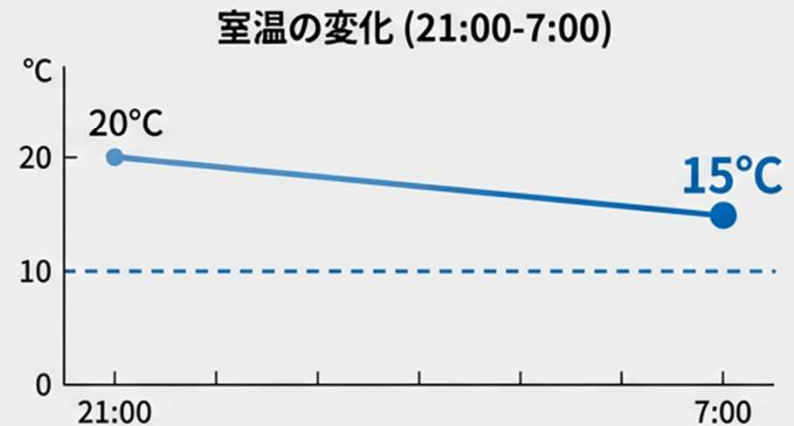


■ やまぽっかの家 (やまがた省エネ健康住宅) とは・・・

もっとも寒い時期の就寝前に暖房を切っても
翌朝の室温が10℃を下回らない住宅



- 高断熱：熱損失を低減し室温を維持
- 高气密：隙間風を抑制
- 効果：暖房オフでも翌朝の室温 $\geq 10^{\circ}\text{C}$



① やまがた省エネ健康住宅認証制度 認証基準



○断熱・気密性能の基準値

	断熱のグレード (等級)	断熱性能			気密性能
		外皮平均熱貫流率 UA 値 (W/ m ² · K)			相当隙間面積 C 値 (cm ² / m ²)
		3地域	4地域	5地域	
やまぼっか 認証基準	Y-G3(等級7) 高性能	0.23			1.0
	Y-G2(等級6)	0.34			
	Y-G1	0.46			
(参考) 国基準	ZEH基準(等級5) 【2030年義務化】	0.50	0.60		規定なし
	次世代省エネ基準(等級4) 【2025年義務化】	0.56	0.75	0.87	規定なし

*1 外皮1㎡当たりの室内から外気に逃げる熱量。数値が小さいほど断熱性能が高い。

*2 床面積1㎡あたりの建物全体の隙間。小さいほど気密性能が高く、断熱性能の低下を防ぐ効果がある。

*3 基準の統一は県の認証制度に限ります。ご注意ください。

○その他の基準

夏季の防暑計画(有効な日射遮蔽対策と通風の確保)と防露性能の確保(結露の発生を防止するための措置)を行うこと

断熱性能は国の基準を大きく上回り、気密性能を独自に規定

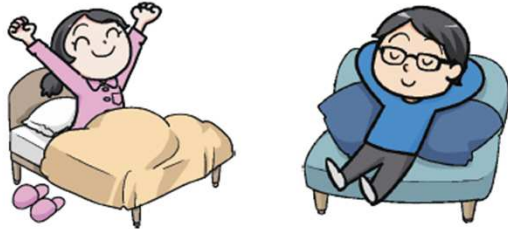
① やまがた省エネ健康住宅認証制度 健康面でのメリット



生活の質との関係

温暖な住環境等で 心身が満たされた生活に

温度、騒音、照度、衛生、安全、防犯に問題がない住環境の人々はQOL(生活の質)が高いことがわかっています。



PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/33739475>

睡眠の質との関係

寝室が寒くなると 睡眠の質が低下

寝室がいつも寒く、乾燥していると感じている住宅では睡眠障害の疑いがある人が多いことがわかっています。

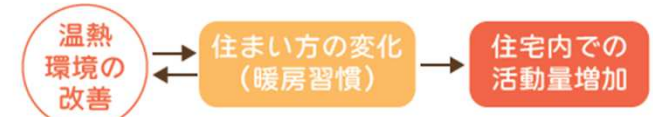


PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34916715/>

住宅内活動時間との関係

居間や脱衣所の室温が上昇すると 住宅内での活動が活発に

断熱改修により居間や脱衣所の室温が上昇。コタツが不要となることなどで、住宅内の1日の身体活動時間が最大で約50分増加する可能性があります。



https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

子供の疾病との関係

床近傍室温が16.1℃以上の住宅では 喘息の子供が半分

床近傍室温が16.1℃以上の住宅では16.1℃未満の住宅に比べて喘息の子供が0.5倍



https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

健康診断結果

室温(18℃以上、18℃未満、12℃未満)で比較 健康診断結果にも差が

室温が18℃未満の住宅に住む人は、18度以上の住宅に住む人に比べて

- 心電図の異常所見のある人が1.8倍、2.2倍
- 総コレステロール値が基準範囲を超える人が1.8倍、1.9倍



PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34641787/>
<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/35570002/>

入浴方法との関係

“熱め入浴”のおそれ 入浴事故リスクに気をつけて!

居間や脱衣所の室温が18℃未満の住宅では、入浴事故リスクが高いとされる“熱め入浴(42℃以上)”が約1.7倍に増加します。また、部屋間の温度差を無くすために居室だけでなく、家全体を暖かくすることが重要です。



https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

引用元: <https://www.mlit.go.jp/common/001582297.pdf>

① やまがた省エネ健康住宅認証制度 等級別の省エネ性能



やまぽっか認証基準	暖房期の最低室温	暖房負荷削減率 (※等級4と比較)
Y-G3	概ね15℃を下回らない	約70%削減
Y-G2	概ね13℃を下回らない	約50%削減
Y-G1	概ね10℃を下回らない	約35%削減

① やまがた省エネ健康住宅認証制度

対象となる住宅、認証機関、その他要件



項目	内容
対象となる住宅	「新築住宅」・「全体断熱改修を行う既存住宅」
認証機関	山形県（受付・審査は各総合支庁建設部建築課）
その他要件	◎設計者と施工者が、県指定の改正省エネオンライン講座（6講座）を受講していること ◎施工者は県内に住所を有する個人事業者又は県内に本店・主たる事務所を有する法人に限る

① やまがた省エネ健康住宅認証制度 手続きの流れと提出書類



①壁の断熱工事着手の40日前まで

設計認証申請

■提出書類（2部）

- ・申請書
- ・設計内容等説明書
- ・提出書類等チェックリスト
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・仕様書
- ・各階平面図
- ・立面図（4面）
- ・断面図or矩計図
- ・基礎伏図
- ・各種計算書
- ・計算の根拠資料(カタログ等)
など

設計適合証

②壁の断熱工事着手の10日前まで

中間検査申請

■提出書類（1部）

- ・申請書
 - ・検査事項チェックリスト
 - ・工事記録書
(断熱に係る施工状況が分かる写真)
- ※検査事項チェックリストは
検査時まで提出
- ※工事記録書
(1)断熱工事が全て終わった時点で
提出。
(2)玄関ドア等の施工が他の断熱箇所の
施工から一定期間有する場合は、
建設認証時に提出することが可能。

検査済証

③工事完了後

建設認証申請

■提出書類（2部）

- ・申請書
 - ・気密性能試験報告書
 - ※検査事項チェックリスト
 - ※工事記録書
- ※中間検査時に、玄関ドア等に係る
部分を提出していない場合。

認定証

3段階の手続きがあり、断熱施工の検査や気密測定が必要

① やまがた省エネ健康住宅認証制度 認定実績・変更点



○これまでの認定実績

(件)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (R8.1月末)
設計認証	29	48	69	82	128	304	259	214
建設認証	13	45	60	73	94	240	285	194

○電子申請

電子申請サービスによる申請を開始しました！

これまで紙に出力してご提出いただいていたものを、今後はデータで送付していただけます。申請の手間が大幅に削減できますので、ぜひご活用ください。

【申請URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempString=yamapokka

QRコードは
こちら→





(1) やまぽっかの家 (やまがた省エネ健康住宅) について

② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度



② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度 制度の特徴



■特徴

- ◎県が「やまぽっか普及登録事業者」を登録・公表します。
- ◎登録事業者や施工事例を県HP・公式SNSで優先的に発信。
- ◎登録事業者には、やまぽっかの普及に努めていただきます。

ぜひご登録いただき、ともに普及に取り組みましょう！

② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度 制度の概要



■ 制度概要

項目	内容
登録区分	設計者 または 施工者 (それぞれの登録があります。)
登録要件	以下をすべて満たすこと ①山形県内業者であること ②設計又は施工の実績が1件以上あること ③「やまぽっかの家」の普及に努めること
登録の メリット	登録事業者リストを、タテッカーナで公表します 施工事例の掲載やSNSなどで、県が周知を行います 他
申請方法	電子申請 https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempString=jigyousya

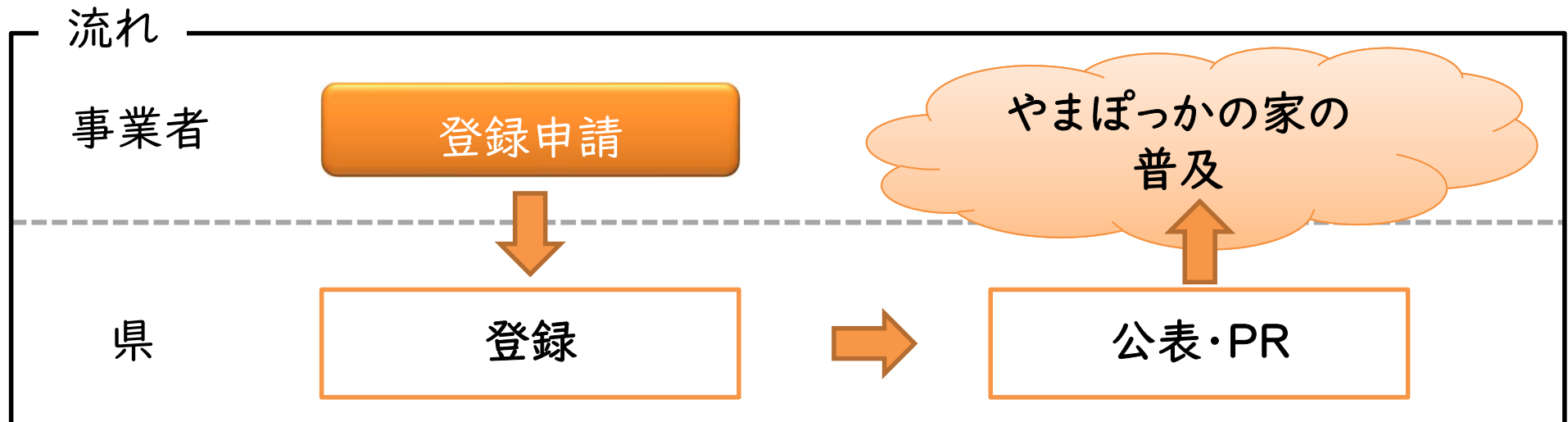


※登録のメリットはありますが、登録しないデメリットはありません
(住宅認証の要件ではありません)

② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度 手続きの流れ



登録は簡単!申請は電子申請で完結します



登録事業者は  山形県すまい情報センター **タテッカーナ** にて公表いたします。



登録者数(R8.1月末時点)	
設計者	施工者
63者	68者



(2) 令和8年度山形県住宅支援制度について

① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業



① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

事業概要



1. 事業の目的

- ◎ 省エネ性能の高い住宅の建設促進、県産木材の利用促進
- ◎ 持家住宅の取得支援及び県内の住宅産業の活性化
- ◎ 良質な住宅ストックの形成

2. 支援の内容

項目	内容
補助対象者	以下の3項目 全て を満たす方が対象 ○自ら居住するため、県内に住宅を新築又は購入した方 ○対象となる住宅に <u>住民登録</u> されている方 ○所得が <u>1,200万円以下</u> である方
補助金額	50万円（定額）
募集戸数	260戸

① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業 対象となる住宅の要件



住宅の条件	内 容
共通	○「やまぽっかの家」の認定証交付 ○県産木材使用割合50%※ ₁ 以上
新築住宅	○ 認定証交付日・新築工事完了日 ※ ₂ の両方 が 令和8年2月28日以降 であること
建売住宅 (新築工事完了前に売買契約)	
建売住宅 (新築工事完了後に売買契約)	○引渡し日が 令和8年2月28日以降 であること ○中古住宅※ ₃ でないこと

※1 県産木材使用割合50%：延べ床面積 (㎡) ×0.1 (㎡/㎡) ×0.5 (床面積150㎡であれば7.5㎡)

※2 新築工事完了日：建築基準法の検査済証の日付 (申請不要の場合は引渡し日)

※3 中古住宅：竣工から2年を超える住宅又は既に人が住んだことがある住宅

① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

申込期間・申請窓口



◆ 申込期間【先着】

【第1期】 令和8年4月 6日（月）～ 令和8年 7月 3日（金） **160戸**

【第2期】 令和8年8月17日（月）～ 令和8年11月13日（金） **100戸**

※募集戸数に達した場合は、募集を早期に終了することがあります。

※第1期の期間中に募集戸数に達しなかった場合は、第2期の募集戸数に追加して募集します。

◆ 申請窓口

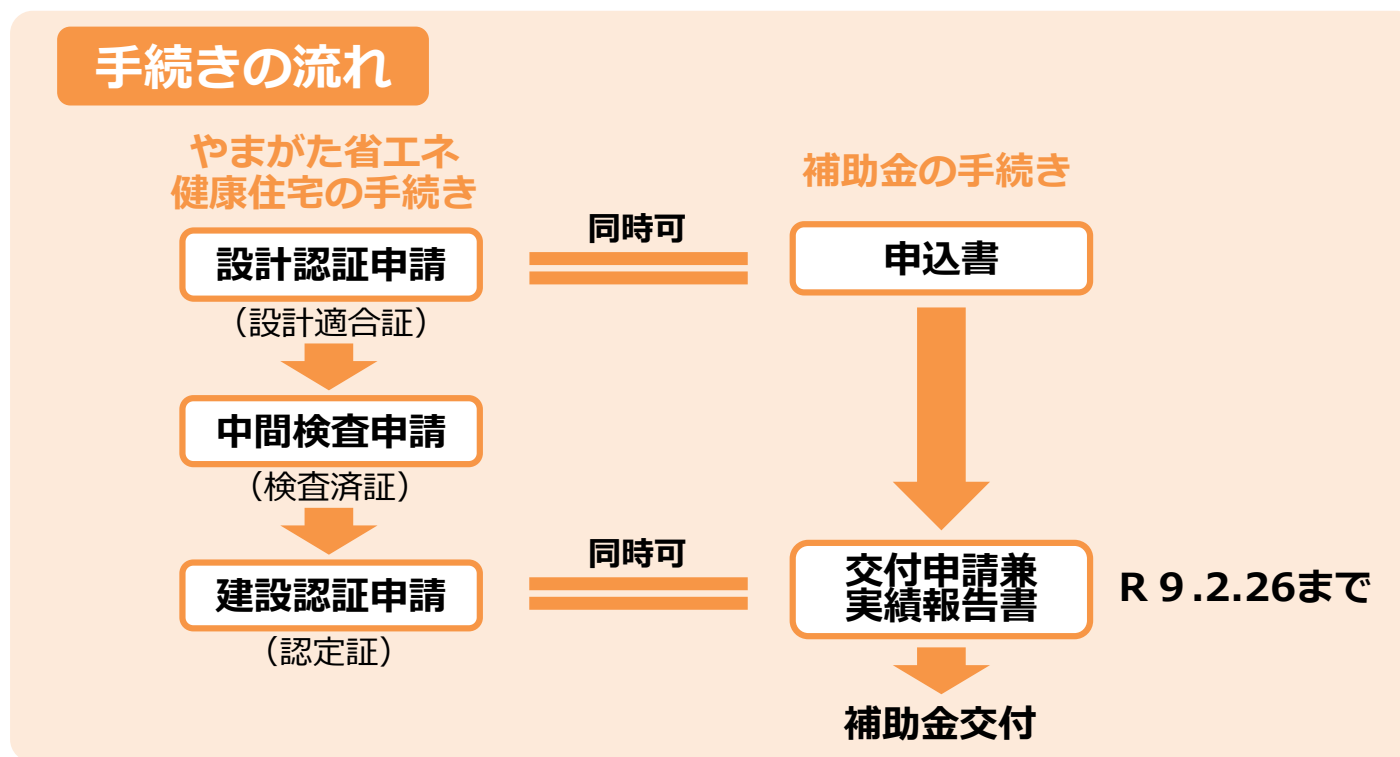
地域	申請窓口	住所	電話番号
村山地区	村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8287
最上地区	最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1420
置賜地区	置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6091
庄内地区	庄内総合支庁建設部建築課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5643

① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業 利用にあたっての留意点



◆ 補助金の申込み

- ◎ 「やまがた省エネ健康住宅設計認証申請書」を提出した後であることが必要です。
(同時申込みも可)

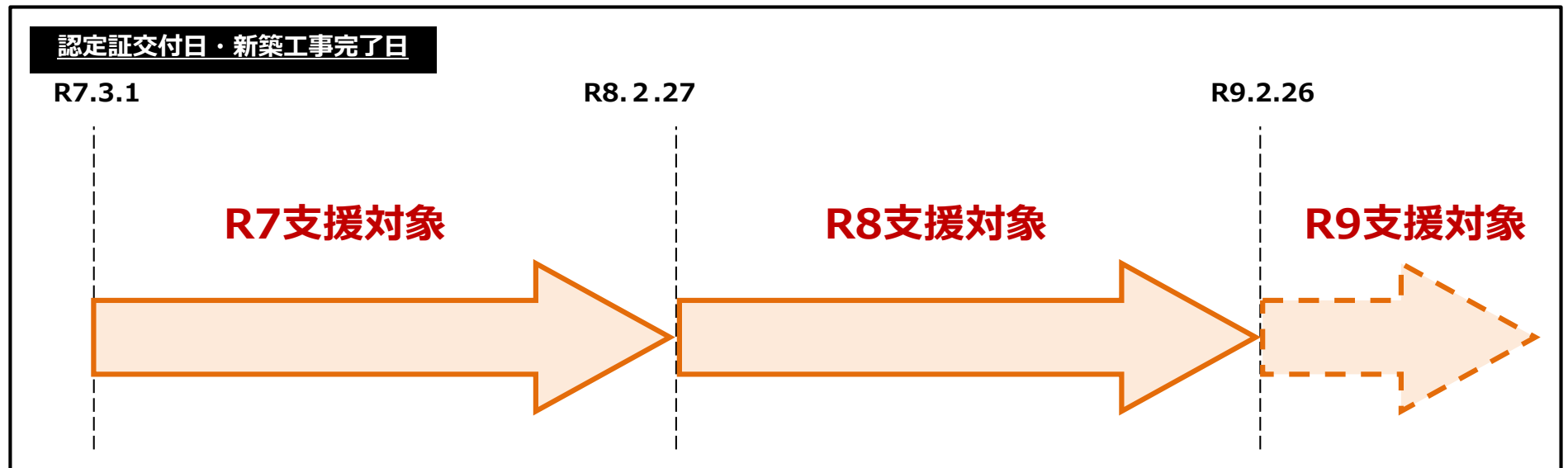


① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業 利用にあたっての留意点



◆ 補助対象となる住宅

- ◎ 補助対象外となる期間が生じないように、補助対象期間を設定しています。



認定証交付日・新築工事完了日によって申込年度が変わります。
両方がいつ頃になるかを確認のうえ、申込年度を決定してください。

① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業 利用にあたっての留意点



◆ 補助対象住宅の要件

◎ 認定証交付日・新築工事完了日の両方が
令和8年2月28日～令和9年2月26日の
期間内であること。

◎ 補助金の申込は住宅1戸につき1回に限ります。
申込みを行った後に辞退された住宅については、
以後補助金の交付を受けられません。
申込みのタイミングについては十分にご検討くだ
さい。

① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

他の補助との併用



⚠ 併用できないもの

- ・ 山形県による住宅の新築・購入への補助

所管	補助名称
農林水産部	県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金
県土整備部	やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金 (※住宅+再エネ設備の場合)

◎ 併用できるもの

- ・ 山形県による住宅の新築・購入以外の補助
- ・ 国や市町村による補助

所管	補助名称
県土整備部	やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金 (※再エネ設備のみ場合)
環境エネルギー部	やまがた未来(みら)くるエネルギー補助金
国	みらいエコ住宅2026事業 / ZEH支援事業 他
市町村	新築住宅への補助

※主な支援策を掲載しています。全ての支援策を網羅してはおりませんので、ご注意ください。

※併用には条件がある場合がありますので、詳細については、必ず各窓口にお問い合わせください。



(2) 令和8年度山形県住宅支援制度について

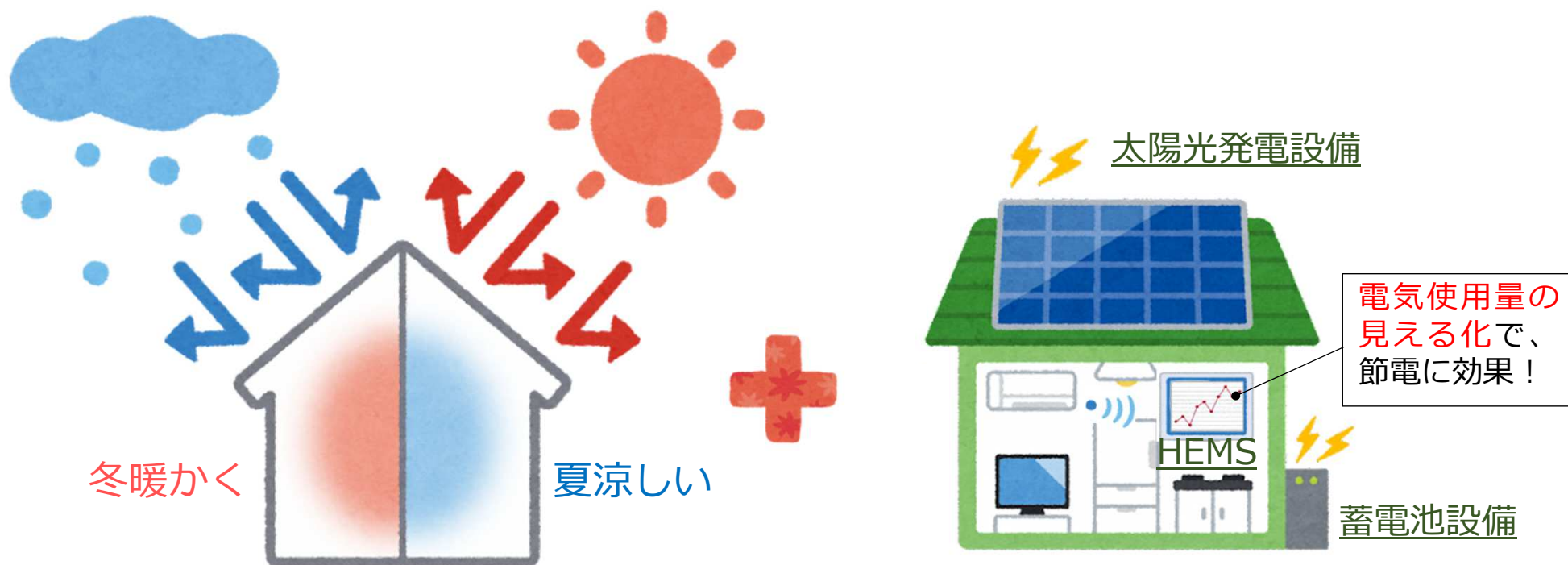
② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業



② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 事業概要



- 「やまぽっかの家」と併せて、太陽光発電設備等を設置する住宅を新築する際に補助金を交付します。



冬暖かく

夏涼しい

やまぽっかの家

山形県独自基準の**高気密・高断熱住宅**
少ないエネルギーで
快適に暮らすことができます

太陽光発電設備

HEMS

蓄電池設備

電気使用量の
見える化で、
節電に効果！

太陽光発電設備等の導入

使用するエネルギーを自家発電することで
光熱費が節約でき、
温室効果ガス排出削減につながります

② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 補助要件



- 自ら居住するための住宅を新築する方
- 施工業者は、県内に本店がある事業者であること
- やまぽっかの家の認証を取得したZEHであること
- 太陽光発電設備が導入されていること
- 固定価格買取制度（FIT）等の認定を取得しないこと
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認証を受けていること
- 令和9年2月26日まで引き渡しを受け、実績報告書を提出すること

② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 補助金の額



■ 補助金額

補助対象		補助金額
①	「やまぽっかの家」 (やまがた省エネ健康住宅)	「ZEH」※ 55万円 (定額)
②		ZEH+※ 100万円(定額)
③	太陽光発電設備	7万円/kW(上限：63万円(9kW))
④	蓄電池設備	設置費用の1/3(上限30.6万円)
⑤	HEMS(エネルギー計測装置)	設置費用の2/3(上限6.6万円)

※Nearly ZEH、Nearly ZEH+も対象となります。

■ 組み合わせ

補助対象の組み合わせパターン		補助金額(最大)
①	「やまぽっかの家」(ZEH+) + 太陽光発電設備 + 蓄電池設備 + HEMS	200.2万円
②	「やまぽっかの家」(ZEH+) + 太陽光発電設備 + HEMS	169.6万円
③	「やまぽっかの家」(ZEH) + 太陽光発電設備 + 蓄電池設備	148.6万円
④	「やまぽっかの家」(ZEH) + 太陽光発電設備	118万円
⑤	太陽光発電設備 + 蓄電池設備 ※	93.6万円
⑥	太陽光発電設備 ※	63万円

※「やまぽっかの家」の認定を受ける住宅への設置に限る

② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 募集時期・募集戸数・申請窓口



■ 募集開始時期 令和8年4月6日（月）【先着】

■ 募集戸数 住宅+再エネ設備 30戸程度
再エネ設備のみ 70戸程度

■ 申請窓口 各総合支庁建築課

■ 手続きの流れ

R8.4.1以降

R8.12.25×切

R9.2.26×切



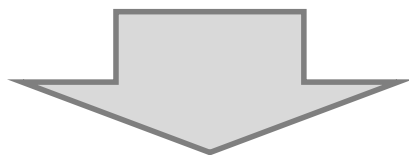
② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 利用にあたっての留意点



◆本事業は国の補助金を財源として活用しています。

そのため、**本事業と国の補助金**（みらいエコ住宅2026事業/ZEH補助金など）
との併用はできません。

ただし、**補助対象が重なっていないものは併用可能**となります。



	補助対象の組み合わせパターン	補助金額(最大)
①	「やまぽっかの家」(ZEH+) + 太陽光発電設備 + 蓄電池設備 + HEMS	200.2万円
②	「やまぽっかの家」(ZEH+) + 太陽光発電設備 + HEMS	169.6万円
③	「やまぽっかの家」(ZEH) + 太陽光発電設備 + 蓄電池設備	148.6万円
④	「やまぽっかの家」(ZEH) + 太陽光発電設備	118万円
⑤	太陽光発電設備 + 蓄電池設備 ※	93.6万円
⑥	太陽光発電設備 ※	63万円

 併用できない

◎ 併用可能



(2) 令和8年度山形県住宅支援制度について

③ 中古住宅流通促進事業



③ 中古住宅流通促進事業

事業概要



1. 事業の目的

- ◎ 低廉で良質な住宅取得を支援し、中古住宅の流通を促進
- ◎ 空き家対策
- ◎ 人口減少対策としての移住・新婚・子育て世帯への支援

2. 支援の内容

世帯種別	住宅ローン対象額 補助対象利率	補助金最大額
移住・新婚・子育て世帯	1,500万円 0.4%	40万円
一般世帯		30万円

※住宅ローンの利子相当額の一部を一括補助

③ 中古住宅流通促進事業

対象となる中古住宅の要件



県内に自ら居住するために購入するもので、
以下の全てに該当する住宅

(1) 所有権移転日、または引渡し日が

令和8年2月28日以降の住宅

(2) 完成後2年超又は居住実績がある

(3) 住宅瑕疵担保責任保険法人の取り扱う

既存住宅売買瑕疵保険に加入

又は住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中※である住宅

※転売特約等により、補助金を受けようとする者が購入した以降も
保証を受けることができるものに限る

③ 中古住宅流通促進事業

世帯の要件



◎全世帯共通で、前年（1月から5月に申請する場合にあっては前々年）の所得が1,200万円以下である方。

◎移住・新婚・子育て世帯の各要件は以下のとおり

世帯種別	要件
移住世帯	以下のいずれかに該当する世帯 ・ 令和3年4月1日以降 に山形県外から県内市町村に住み替えた世帯 ・平成23年3月11日に岩手県・宮城県・福島県に居住しており、令和3年3月31日までに県内の市町村へ転入届を行った世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において、 婚姻した日から5年以内 である世帯をいう。
子育て世帯	平成20年4月2日以降に出生 した世帯員がいる世帯をいう。

③ 中古住宅流通促進事業

募集期間・申請窓口



◆募集期間

令和8年4月6日（月）～令和9年2月26日（金）

◆募集戸数 25戸【先着】

◆申込窓口

地域	申請窓口	住所	電話番号
村山地区	村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8287
最上地区	最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1420
置賜地区	置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6091
庄内地区	庄内総合支庁建設部建築課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5640

利用にあたっての留意点



◆申請期限

- ◎ **令和9年2月26日まで**に住宅ローン契約、住民票などの**必要書類**を準備の上、**申請**が必要です。

◆その他

- ◎ 中古住宅に対する支援については、**市町村**でも実施している場合があります。詳細については、**各市町村の窓口**までお問い合わせください。



(2) 令和8年度山形県住宅支援制度について

④ 住宅リフォーム支援



④ 住宅リフォーム支援

注意事項



- ◆住宅リフォーム支援の内容は、
県補助金に関する事項に限定しています。
- ◆**市町村ごと**に、募集期間、補助率・補助金額が異なる場合や、交付要件が追加される場合があります。
- ◆県補助金を含む住宅リフォーム支援の
申請及び問合せ窓口は、各市町村となります。

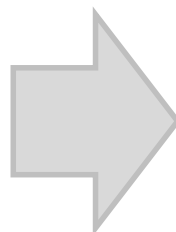
④ 住宅リフォーム支援 見直し内容



◆要件工事の見直し

令和7年度要件工事

1	寒さ対策・断熱化
2	バリアフリー化
3	克雪化
4	県産木材使用



令和8年度要件工事

1	やまぽっかりノベ
2	バリアフリー化
3	克雪化
4	県産木材使用

《やまぽっかりノベとは》
国の断熱義務化基準を上回る、
県独自の断熱性能基準「やまぽっか基準」
を満たす断熱改修工事



【全体断熱改修】
(壁、床、天井、窓など)



【部分断熱改修】
(「生活空間」に限定した断熱改修)

④ 住宅リフォーム支援 見直し内容



◆ やまぽっかりノベの基準

① 窓改修の基準

※先進的窓リノベ2026のS区分相当

工事内容	熱貫流率($W/m^2 \cdot K$)
外窓交換・内窓設置	1.5以下

② 部分断熱改修の基準

※Y-G1 ($UA=0.46$) / 1・2地域 等級4の仕様基準

部位	熱抵抗値($m^2 \cdot K/W$)
屋根	6.6以上
天井	5.7以上
外壁	3.3以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分 の基礎壁	3.5以上

④ 住宅リフォーム支援

事業概要



対象工事 下表のいずれか一つ以上を含み基準点が10点以上となる工事

要件工事	概要
①やまぽっかりノベ	全体断熱改修工事、部分断熱改修工事、窓断熱改修工事
②バリアフリー化	段差解消、手すり設置、便器を座便式のものに交換、開戸を引戸に交換など
③克雪化	雪止め設置、雪割板設置、融雪設備設置など
④県産木材使用	0.4m ³ 以上の県産木材を使用

補助率・補助上限額

対象世帯	補助上限額	
・一般世帯	24万円（工事費の1/5）	※以下のやまぽっかりノベの場合、 補助上限額に加算 <u>全体断熱改修 20万円</u> <u>部分断熱改修 10万円</u>
・移住世帯 ・新婚世帯 ・子育て世帯	30万円（工事費の1/3）	

(2) 令和8年度山形県住宅支援制度について

⑤ 耐震改修支援



⑤ 耐震改修支援

耐震改修支援の概要



見直し内容

- (1) 耐震改修の補助上限額を140万円に引上げ (R7 : 120万円)
- (2) 補助対象に耐震性の無い住宅からの住替を追加

○耐震改修

補助対象	耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点を $I_w=1.0$ 以上とする耐震改修 (耐震診断により、耐震性がないと診断された住宅)
補助内容	最大140万円 (県 : 市町村 : 国 = 35万円 : 35万円 : 70万円) ※補助率・補助金額は市町村により異なります。

⑤ 耐震改修支援

耐震改修支援の概要



○減災対策 下記の補助対象のうち、いずれかひとつ

補助対象	<p>(1) 簡易耐震改修 耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点を$I_w=0.7\sim 1.0$未満とする耐震改修 ※改修前耐震評点が$I_w=0.7$未満のものに限る</p> <p>(2) 部分耐震改修</p> <ul style="list-style-type: none">① 居室等 1 室の強度を必要強度の1.5倍とする部分改修② 1 階のみ耐震評点を$I_w=1.0$以上とする部分改修 ※上記 2 項目は、改修後の住宅全体の耐震評点が、改修前の耐震評点を下回らないものに限る③ 屋根・2 階以上等の重量軽減 <p>(3) 防災ベッド又は耐震シェルターの設置 ※選定する製品によって設置場所が限定される場合があります</p> <p>(耐震診断等により、耐震性がないと診断された住宅)</p>
補助内容	<p>最大30万円 (県：市町村：国 = 7.5万円：7.5万円：15万円) ※補助率・補助金額は市町村により異なります。</p>

⑤ 耐震改修支援

耐震改修支援の概要



○住替（除却工事）

補助対象	<p>耐震診断の結果に基づき、 耐震性のない（耐震評点がIw=1.0未満）住宅を除却し、 耐震性のある住宅等への住替 ※新築又は中古住宅を取得して住み替える場合を除く</p> <p>（耐震診断等により、耐震性がないと診断された住宅）</p>
補助内容	<p>最大30万円（県：市町村：国＝7.5万円：7.5万円：15万円） ※補助率・補助金額は市町村により異なります。</p>

(2) 令和8年度山形県住宅支援制度について

⑥ 若手大工技能習得サポート事業



⑥ 若手大工技能習得サポート事業 見直し内容



○若手大工育成支援プログラムの認定期間の延長

- 令和2年度に認定され、プログラム期間内に2級建築大工技能士を取得できなかった支援対象者に限り、プログラム認定期間を延長します。

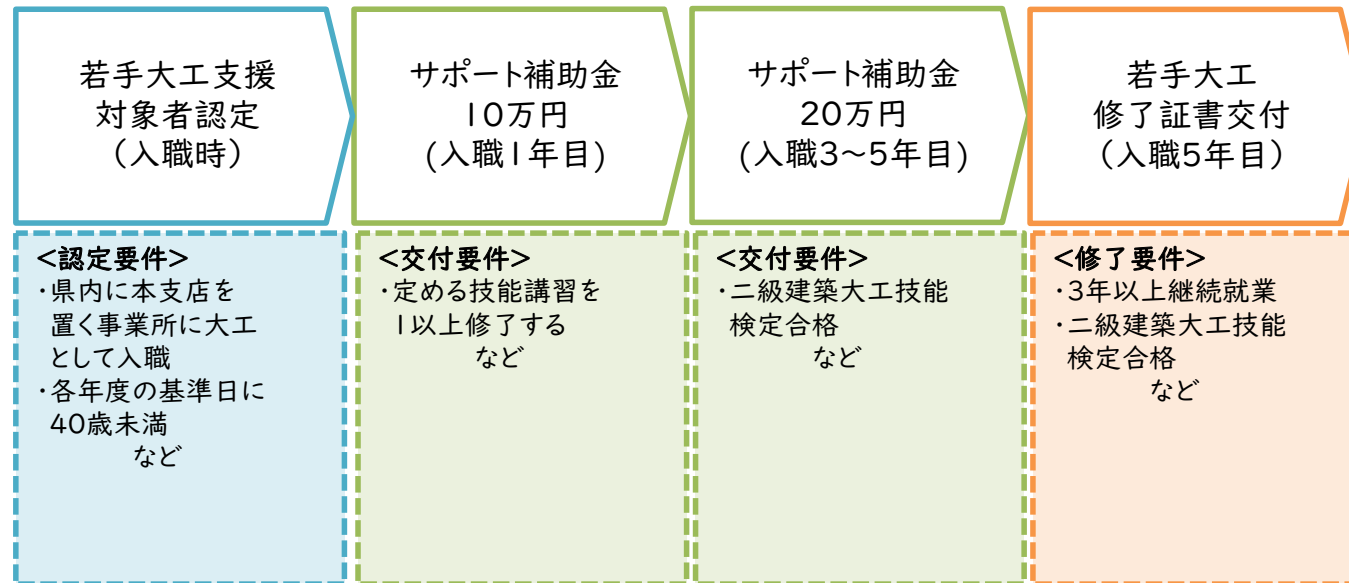
※延長要件等の詳細については、「タテッカーナ」でお知らせします。

⑥ 若手大工技能習得サポート事業 若手大工育成支援プログラム



新規入職から概ね5年間を実施期間とし、技能習得をサポートする。

- ・新規入職者（R7.5.1～R8.4.30入職）を支援対象者に認定
- ・資格取得や技能習得を条件に、認定者に補助金を直接交付
- ・技能習得のための現場研修会を開催し、若手大工の育成を図る
- ・プログラム修了時に、技能習得の状況を確認し修了証書を交付



現場見学会

若手大工育成支援プログラム

概ね5年

◎県のホームページ(タテッカーナ)で募集についてお知らせします。

⑥ 若手大工技能習得サポート事業



木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定



高い技術と経験を有する大工技能者を、木造建築「技能の匠」「熟練の匠」として認定を行っております。

認定された方は、県ホームページ等で広くPRを行っています。

■認定基準

技能の匠 	熟練の匠 
<ul style="list-style-type: none">①一級建築大工技能士であること②過去に県内で10戸以上の木造在来工法住宅を建築した実績を有すること③「省エネ」「県産木材」の講習会を修了していること④県産木材使用住宅を1戸以上建築した実績を有すること	<ul style="list-style-type: none">①技能の匠であること②「耐震・バリアフリー・リフォーム」の講習会を修了していること③県産木材使用住宅を5戸以上建築した実績を有すること

◎県のホームページ(タテッカーナ)で募集についてお知らせします。

(2) 令和8年度山形県住宅支援制度について

⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業



⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 補助事業の概要



◆ 「やまがたの木」を使用した新築住宅の施主に補助金を交付します。

【対象者】

- 県内に自ら居住するための住宅を新築するもの
(分譲住宅、建売住宅、モデルハウス、賃貸を目的とした住宅は不可)

【補助金額】

- 県産木材使用量に応じて最大30万円 (県産木材1m³あたり2万円)

【補助要件】

- 県産木材^{※1}を基準値以上^{※2}使用すること
 - ※1 : 「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材
 - ※2 : 延床面積 (m²) × 0.1 (m³/m²) で算出された数量
ex. 延床面積130m²であれば県産木材13m³
- 令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。
(木工事完了後：交付申請書記載の県産木材を使用した工事が全て完了した段階)



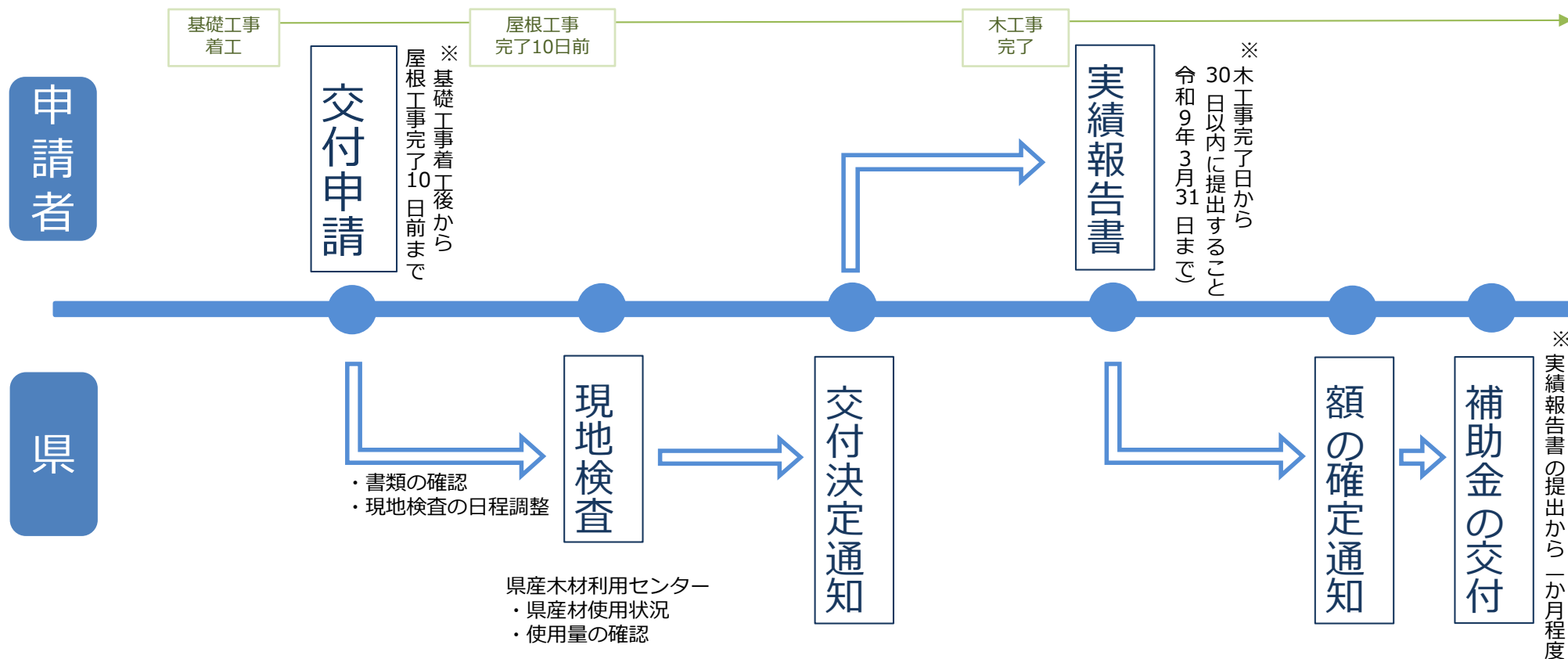
【募集棟数】

- 80棟 令和8年4月1日(予定)から先着順で受け付けます。

⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 手続きの流れ



【手続きの流れ】



※詳しくは、交付要綱をご覧ください。（R8年度は4月1日に県HPに掲載予定）

【申請窓口】 建設地を所管する総合支庁森林整備課

村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 民間施設にも支援しています



【対象者】

- 県内に自ら運営するための民間施設を新築するもの

(ex.美容室、会社事務所、店舗、民間の保育施設、病院、など(※美容室兼住宅や接骨院兼住宅なども可))

【補助金額】

- 県産木材使用量に応じて最大50万円(県産木材1m³あたり2万円)

※やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は10万円を加算

【補助要件】

- 県産木材※¹を基準値以上※²使用すること

※1: 「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材

※2: 延床面積(m²)×0.1(m³/m²)で算出された数量

※3: 県産木材のうち10%以上を県産JAS製品とすること

- 令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。

(木工事完了後: 交付申請書記載の県産木材を使用した工事が全て完了した段階)

【募集棟数】

- 10棟(目安) 令和8年4月1日(予定)から先着順で受け付けます。



【お問い合わせ】 県庁森林ノミクス推進課 ☎ 023-630-2528 又は 各総合支庁森林整備課まで